

日立市生活安全課及び日立市天気相談所 Twitter（ツイッター）運用方針

1 アカウント

「日立市の防災と天気／HitachiCity_BT」

2 情報発信主体及び運用管理者

情報の発信主体及び管理は、防災情報に関しては生活安全課とし、運用管理者は生活安全課長とする。気象情報に関しては天気相談所とし、管理者は天気相談所長とする。

また、運用者は運用管理者が指定する職員とする。

3 情報発信時間

原則、天気相談所の業務時間、平日（月曜日から金曜日）8時30分から17時15分、休日（土曜日、日曜日、祝日）8時30分から12時30分までとする。

ただし、運用管理者が必要と判断した場合は、上記以外でも発信することがある。

4 運用方法

- (1) それぞれの管理者の監督のもと、生活安全課が防災情報を、天気相談所が日立市の気象（主に観測情報）及び天気相談所に関する情報を発信する。なお、観測結果は、速報値であり後日訂正されることもある。また、災害警戒体制本部及び災害対策本部が設置されている間は、情報発信の事務を広聴広報課が行う。
- (2) 生活安全課からの情報にはハッシュタグ「#日立市防災」、天気相談所からの情報にはハッシュタグ「#日立市天気」と記載して発信し、発信主体を確認できるようにする。

5 リプライ、リツイート、フォローについて

- (1) 生活安全課及び天気相談所からの発信に対する意見などに個別にリプライは行わない。
- (2) 生活安全課及び天気相談所からのリツイートは行わない。
- (3) 生活安全課及び天気相談所からのフォローは原則行わない。ただし、次のアカウントについて、特に管理者が必要と認めるものはこの限りではない。

ア 国または地方公共団体

イ 生活安全課及び天気相談所とイベントなどを行う団体や個人

ウ その他生活安全課及び天気相談所の情報発信の充実・拡大が期待できる個人・団体

※用語説明

- ・リプライ : 他のユーザーのツイートに返信すること。
- ・リツイート : 他のユーザーの発信を自分が再度発信（リツイート）し、自分を

フ

ォローしているユーザーにも共用できるようにすること。

- ・フォロー : 他のユーザーを指定し、登録（フォロー）することで、その相手の発信内容を自分の画面に自動的に表示させること。

6 「成りすまし」防止

- (1) 日立市ホームページ、日立市天気相談所ホームページ上にアカウント名を表示する。
- (2) ツイッタープロフィールに日立市ホームページ、日立市天気相談所ホームページのリンクを張り相互性を持たせる。

7 禁止事項

以下に定める投稿等は禁止する。また、運用管理者が以下に該当する投稿等と判断した場合には、予告なく削除する。

- (1) 法律、法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、日立市又は第三者の有する知的財産権等を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの（公共交通の利用促進に関するものを除く。）
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えい（個人を容易に特定できる記載方法等を含む）する等、プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつ及び暴力表現を含むもの
- (12) 上記に掲げる事項に準ずる投稿等、その他運用管理者が不適切と判断した投稿等やこれらの投稿内容を含むホームページ等へのリンク

8 知的財産権

- (1) ページに掲載している個々の情報（文章、画像等）に関する知的財産権は、日立市又は著作者に帰属する。
- (2) ページの内容は、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできない。

9 免責事項

- (1) 日立市は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が

被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

- (2) 日立市は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じた損害について、いかなる場合も一切の責任を負わない。
- (3) 上記のほか、日立市は、ページに関する事項に起因又は関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (4) 予告なく運用方針を変更し、又はページの運用を中止する場合がある。

10 個人情報の取扱い

ページで取得した個人情報については、日立市個人情報保護条例に基づき、適切に管理する。